議題（3）久喜市しょうぶ会館条例の一部改正について（案）

第１条～第５条　略

（休館日）

第６条　会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、会館の管理上必要があるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に業務を行うことができる。

（１）　日曜日　「金曜日」に改める。

（２）（３）　略

（利用対象者）

第７条　会館を利用できる者は、次に掲げる者とする。

（１）　市内に住所を有する者

（２）　市内に勤務する者

（３）　その他市長が認めた者

第７条を削除する。

（利用の許可）

第８条　「第７条」に改める。

（利用権の譲渡の禁止）

第９条　前項第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

「第９条」を「第８条」に「前項」を「前条」に改める。

第１０条～第１６条　「第９条」～「第１５条」に改める。

附　則　略

別表（第１１条関係）　「第１０条関係」に改める。